

才十篇才二章 対ソ工作の開始

(田中)

一、対ソ工作討議への動き

ソ聯の脅威 小磯内閣の総辭職直後ソ聯より日ソ中立条約破棄の通告に接した日本政府は直に在モスコイ佐藤大使に対してソ聯の中立に関する保障の取付方に就て訓令を發していた。それに対しソ聯政府は四月七日附でその態度には何等の変化がないと逃避的な回答を送つて来たが、それ以前より関東軍の情報に依ればソ聯軍は歐洲より続々とシベリア方面に東送せられつつあることが明かとなつていた。

ソ聯に依る斯る行為は全般戦局に重大な影響を与え就中本土決戦の遂行に致命的な影響あるが故に大本營はソ聯の対日参戦を阻止する為
思い切つた外交施策を行う必要を痛感しつつあつた。当時の参謀次長

河邊虎四郎中將は四月二十二日挨拶の爲東郷外相を訪問したる際右の如き希望を述べ又參謀次長として斯る施策を全面的に支援する旨を述べた梅津參謀総長も亦後日東郷外相に重ねて要請するところがあつた。之と同様の希望は海軍部内にもあり小沢軍令部次長により外相に傳へられたが、海軍は特に燃料の補給源をソ聯に求めんとする期待迄も有してゐた。

右の如き大本營の希望に対して東郷外相は、日本の外交上の地位が、當時行われつつあつたところの沖繩作戰の勝利に依つて改善せられな
い限りソ聯より具体的言質を取ることには至難である、即ち日本は当面
沖繩作戰の勝利の爲に最大の努力を傾注する必要があると考え早速の
処置は採らなかつた。

0054

沖繩作戰の望絶ゆ 鈴木内閣の成立当時、沖繩に於ける戦斗は正に最高潮に達せんとしていた。大本營は沖繩作戰に於て完全な勝利を得られない迄も敵に大打撃を与え得ることを期待して悲壯な努力を傾けつつあつた。新政府に於ても沖繩の戦況を凝視しつつ戦時生産の増強と増大しつつある食糧及交通上の危機の緩和に努力を集中した。

強く早期和平の方向に傾いていた一部の閣僚も日本を和平交渉上有利な地位に置かんが為には沖繩作戰を有利に遂行し且本土決戦準備を強方に実施することが必要であると考えていた。即ち當時に於ける作戦面の強化は政府及大本營一致の努力目標であつた。

然るに五月上旬に至るや、政府及大本營の期待に反して沖繩の戦況は既述の如く愈々悪化し殆ど望みなきに立ち至つた。

独逸の降伏 一方海外に於ても、日本が此の戦争の開戦時、その
不敗を期待していたところの盟邦独逸の降伏が五月八日愈々決定的事
実となつて現われた。

之より先、日本政府及び大本營に於ては予て独逸の屈伏の場合ある
べきを予期し小磯内閣に於て早くも昭和十九年九月「独屈服の場合に
於ける国内的措置要領」及び「独急変の場合に於ける対外措置腹案」
を決定していたことは既述の通りであるが、昭和二十年に入るや連合
軍は四月二十五日に開催予定の桑港会議迄に独逸を屈伏せしめること
を目標として強引な攻勢を行つてゐることが認められた。即ち西部戦
線に於ては三月下旬、米英軍はライン河のレマーゲン橋頭堡を擴大し、
ボンよりコブレンツに亘る幅約五〇浬縦深約一五浬の地区を獲得し爾

0056

後一路ベルリンに向いつつありと報ぜられた。東部戦線に於てはソ軍は二月上旬オーデル河を越えてベルリンに向つて突進中であつて四月二十五日には南北よりベルリンの包囲を開始した。

独逸の崩壊を今や眞近しと判断されたので最高戦争指導会議は四月三十日左記要旨の「独屈服の場合に於ける措置要綱」を決定した。

一、方針

独屈服の場合に於ては国内的動搖抑制する如く指導措置すると共に愈々一億鉄石の団結の下必勝を確保し皇土を護持して飽くまで戦争の完遂を期するの決意を新にするものとす

二、対外措置

一、防共協定、三国条約及三国協定等日独間一切の取扱は適宜措置

五

0057

六
す、在東亞獨官民及其の權益に付ては寛大なる措置を為すこと
とし別途之を定む

2 速かに對ソ施策の促進に努む

3 大東亞諸國に對しては有らゆる手段を講じ其の動搖を防止し對
日戰協力を確保す

4 米英ソの離間を激化し米英の戰意を喪失せしむる如く巧に宣傳
謀略を實施するに努む

三、對内措置

1 一億特攻の戰に徹し必勝施策の急速具現を図る

2 帝國は大東亞戰爭の戰爭目的の本義に基き大東亞諸國を結集し
飽く迄戰爭の完遂に邁進すべき旨闡明す

0058

3. 輿論指導に方りては、独屈服に依り敵の反攻更に熾烈化すべきを以て一層覺悟を強くするの要あることを明かにす

ソ聯に関する報道上の指導は外交上の施策と物合せしむること
々反戦乃至和平的氣遣抬頭の虞あるを以て此の際言論及策動に對する取締を強化す、又海外より各種謀略策動に對する警戒取締を嚴にす

右最高戦争指導會議の翌五月一日には、ナチス独逸の象徴ヒットラー總統の自決が報ぜられ、二日にはベルリンが陥落した。斯くして五月八日、デーニッツ新總統は終に連合軍の軍門に無条件に下つた。茲に於て政府は五月十五日、防共協定及び三国條約を含む日独間一切の取極の廢棄を行つた。

東郷外相の腹案 一方日本本土に於ては敵の空襲は愈々激化し損害は逐日増大しつつあつた。此等の事態は東郷外相をして時を移さず

和平工作を開始すべきであると考えらるに至らしめた。外相は独逸の屈八
服の主なる原因は連合軍の空襲の效果であると考え、これ以上和平工
作を延引することは日本の国力を急速に減耗し徒にその対外地位を弱
化するに過ぎず、延いては無条件講和よりも幾分有利な交渉に依る講
和の最後の機会をも失うに至るであろうと判断した。

独逸の降服に就て天皇に上奏した際、東郷外相は右の如き判断に基
き日本も今や終戦の問題を考慮する必要がある旨を奏上した。天皇は
此の際早期和平意図を強く表明することは避けられたが平和が速に到
来する様その一般的願望を述べられた。

当時英米及重慶政権は日本に対して無条件降伏を要求していた。従
つて東郷外相は此等三国との直接交渉に依つて有条件講和を實現する
ことは困難であると考えた。又中立国やローマ法王庁を通ずる和平交
渉に就ても研究の結果有条件講和をもたらすことは殆ど不可能である

0060

と認められた。重光前外相が小磯内閣時代の末期に、和平の仲介斡旋の勞を執る可能性あるや否やにつきスウェーデン公使ウイダー、バツゲ氏と私的会談を行つていた事実に就ては東郷外相はその就任当時何等知らなかつた。四月十一日バツゲ氏歸国の為東郷外相に対し新外相も亦同じ企図を有するや否やを質したので東郷外相は始めて従來の経緯を知つたが、時間の余裕もなく新外相は此の問題を大きくは取り上げなかつた。

結局和平工作の有効な路線としてはソ聯を通ずる交渉のみが残されているものと東郷外相は考えた。斯くして外相はソ聯を仲介として早期終戦に誘導しようとする基本的構想を持つに至つた。ソ聯を日本側と同調せしめることは東条内閣以來の構想でもあり、当時の日本とし

ては外交の手と言へばソ聯に働きかけることが唯一の方法であるかの如く取り扱われていたのが実情であつた。東郷外相はソ聯の態度につき可成りの疑問を持つていたが有條件講和を得るには結局ソ聯を仲介とする以外に途は無いと考へたのであつた。

然し講和の問題を率直に最高戦争指導会議の討議に附することは當時未だ機が熟していなかつた。そこで東郷外相は予て懸案になつていたところの陸海軍部内の対ソ交渉の要望を採り上げ之を最高戦争指導会議の討議に附し、それを契機として討議事項を終戦の根本問題に觸れしめられるかも知れぬと期待した。陸海軍の対ソ交渉に期待するものはソ聯の参戦防止乃至はソ聯との友好関係の強化に存つたが東郷外相の眞意はソ聯を仲介とする早期終戦への誘導に在つたのである。

0062

三 五月中旬の対ソ工作秘密討議

六巨頭のみのお會議　東郷外相は前述の腹案に基いて対ソ政策に就て廣汎を討議をする為最高戦争指導會議を開催すべきことを提案した。外相は又幹事を出席せしめる會議は討議が終戦の根本問題迄及ぶことを困難ならしめるので出席者を首相、外相、陸海軍大臣及び兩統帥部長の六人の構成員のみに限定すべきことを要請した。而して此の様な構成員のみのお會議は小磯内閣時代に於ても梅津參謀總長の提案に依り既に行われていたところのものであつたので鈴木總理以下の會議員は異議なく同意した。

当時の最高戦争指導會議の構成員は鈴木首相、米内海相、阿南陸相、參謀總長梅津美治郎大將及び軍令部總長及川古志郎大將であつた。此

の幹事を交へない六人の構成員のみの最高戦争指導会議の方式は爾後、
六月六日の最高戦争指導会議及六月八日の御前会議を除いて終戦決定
に至るまで持続された。

対ソ交渉に一致 最初の会議は五月十一日行われ更に十二日及び
十四日にも討議が続行された。

最初の会議に於て梅津参謀総長は在歐ソ軍の東送の状況を説明して
外交的手段によつてソ聯の対日参戦を防止することの緊要なるを強調
した。此の提案に対しては他の議員も一致して同意した。

次で討議は海軍側の提案、即ちソ聯との交渉は戦争物資特に油の供
給等ソ聯の積極的援助を求めるとの目的をも含ましむべきであると言う主
張に移つた。海軍側は此の目的達成の困難は認むるも努力の余地は無

0064

きにしものらずと主張したが東郷外相は、一般的軍事情勢とヤルタ会談に於て連合側とソ聯との結合が恐らくは強化されたと思われ今日ソ聯を日本側に引入れることは殆ど不可能であると反対した。外相は更に、現在に於ける日本の地位は終戦そのものに就ての手段を熱心に考慮しをければならない程であると附け加へた。

鈴木首相は右の議論に介入して、ソ聯の積極的友情を得ることは既に遅すぎるとする東郷外相の見解は恐らくは正当であるが日本に有利な何等かの方法に於てソ聯の利用を試みないのは賢明な策でないこと述べ、更にソ聯との交渉は連合側との一般的講和締結上ソ聯の仲介を得る目的をも包含させるべきであるとの重大提案を行つた。此の提案は期せずして東郷外相の眞の目的に完全に一致するものであつたが此

の提案に対して軍部御議員を格別の反対を表明しなかつた。

一四

次で議論はソ聯との友好関係を更新する代償として提供する利権を如何にするかに移り、相当大幅な譲歩を行う一般の申合せが成立した。

最後に東郷外相は一般的講和の為ソ聯の仲介を求める為の条件に就て更に具体的な諒解を取り付けんとした。即ち外相は若し日本が受諾せんとする一般的講和の条件に就て一の結論が得られるならば交渉を早速に開始し得る旨を述べた。之に対し阿南陸相は即座に、講和条件は現在の戦況に基いて決定すべきである、即ち日本は未だ戦に敗れてはいない、而して日本は敵軍に占領されている日本領土よりも遙かに廣大な敵の領域を占據していると述べた。外相は之に対し、その様な条件では到底問題にならない。講和条件は現在の戦況のみならず合理

0066

的に予見出来る将来の戦況をも考えて削り出すべきであると主張した。斯くて講和条件に就て結論を求めるとは殆ど不可能と認められ、此の際此の問題に就ての対立を決定的ならしめることは将来の討議に累を及ぼすものと予想せられるに至つたので米内海相は仲介問題に関する審議は延期を可とする旨提議して、会議は終つた。

五月十四日会議終了後東郷外相が自ら起草して他の五人の承認を受けた文書に依れば最高戦争指導会議は左の如き合意に達したことをなつてゐる。

昭和二十年五月十一日、十二日及十四日に亘り最高戦争指導会議構成員のみ以てせる会議に於て意見一致せる所左の如し

左記

日蘇兩國間の話合は戦局の進展に依り多大の影響を受くるのみならず、其の成否如何も之に由る所大なるべきも、現下日本が英米との間に国力を賭して戦いつつある間に於て蘇聯の参戦を見るが如きとあるに於ては帝国は其の死命を制せらるべきを以て、対英米戦争が如何なる様相を呈するにせよ帝国としては極力其の参戦防止に努むる必要あり。尙我方としては右参戦防止のみならず進んでは其の好意的中立を獲得し、延いては戦争の終結に関し我方に有利なる仲介を為さしむるを有利とするを以て、此等の目的を以て速に日蘇兩國間に話合を開始するものとす

我方としては蘇聯が今次対独戦争に戦捷を得たるは帝国が中立を維持せるに依るものなることを了得せしむると共に、将来蘇聯が米

0068

と對抗するに至るべき關係上日本に相当の國際的地位を保たしむるの有利なるを説き、且又日蘇支三国團結して英米に當るの必要あるを説示し以て蘇聯を前記諸目的に誘導するに努むべきなるも、蘇聯が対独戰爭終了後其の國際的地位向上せりとの自覺並に近來帝國の国力著しく低下せりとの判断を有し居ること想像に難からざるを以て、其の要求大なるを覺悟するの必要あり。

而して右蘇聯の欲求はポーツマス條約の廢棄を主眼とすべき處、帝國としては極力其の輕減に努むべきは勿論なるも、該交渉を成立せしむる為にはポーツマス條約及日蘇基本條約を廢棄することとし結局の所(一)北樺太の返還、(二)漁業権の解消、(三)津輕海峽の開放、(四)北滿に於ける諸鐵道の讓渡、(五)内蒙に於ける蘇聯の勢力範圍、且(六)旅

順、大連の租借を覺悟する必要あるべく、場合に依りては千島北半を讓渡するも止むを得ざるべし。但し朝鮮は之を我方に留保することとし、南滿洲に於ては之を中立地帯となす等出來得る限り滿洲帝國の獨立を維持することとし、尙支那に就ては日蘇支三國の共同体制を樹立すること最も望ましき所なり。

以上の如くにして講和に關しソ聯の仲介を求めんとする原則的決定を見たが、講和の条件に就ては何等の決定も行われなかつた。又今より直にソ聯を仲介として講和を求めると言う意志の確定を見たものでもなかつた。交渉は先づ參戰防止と好意的中立の獲得に就て行われ仲介問題はその結果を見た上でその要領を決定される等のものであつた。

然し此の會談の結果は重要な意義を有するものであつたので当然首

0070

相より天皇に上奏すべきであつたが首相の失念の爲行われず、情勢の発展に伴つて六月十五日始めて外相より木戸内大臣にその概要を話した様を次才であつた。此の事等は後述の六月八日の戦争指導の基本大綱の決定と相俟つて官中方面の和平工作の速かなる開始に関する焦慮を愈々刺戟する結果となつた。

三 対ソ予備交渉の開始

廣田マリック会談の開始 対ソ問題の討議に関する六巨頭会談の終つた日の翌日即ち五月十五日政府が昭和十二年の防共協定を含む日独伊三国間の全条約の廢棄を宣言したことは前述の通りである。宣言は既に有名無実と化していた条約の廢棄であつて主として事務上の手續に過ぎなかつたが、從來ソ聯が反ソ的と認めていた此等条約の廢棄宣

言に依り幾分にも対ソ関係の改善に役立たしめようとする期待もあつた。

次で東海外相は対ソ交渉の道を拓く為先づ非公式の子備会談によつてソ聯の態度を打診するに決した。特に我目的達成の為ソ聯の利用限度の打診を試みると共に、我方の意図にソ聯を誘導する為の方途の探求がその眼目であつた。而して此の子備会談実施の使命は五月下旬、元首相、外相及駐ソ大使の経験のある廣田弘毅氏に委囑した。

当時外国使節は東京より疎開していた為廣田氏がソ連大使ジャコブ、エイ、マリクに籍根の鹽羅で漸くにして会見し得たのは六月三日であつた。会談は三日及四日の兩日に亘つて友好裡に行われた。廣田氏は日本政府は日ソ兩國間の友好関係を強化してソ聯と長期協約を結ぶと

0072

とを欲している旨を語り、この問題の成否如何に就ての大使の見解を求めたが、廣田氏の觀察によればソ聯側の受け方良好で、交渉の前途有望と認められた。但しマリク大使は日本の提案を研究する為暫く時を借す様希望したので会談は暫く中絶した。

その他の和平的動き 前述の元スウェーデン公使バツゲ氏は歸国後の五月十日、岡本日本公使を訪れて和平斡旋問題の会談を行つた。その結果岡本公使より東京の訓令を仰いで来たが、東郷外相は当分の間これを差控へる様訓令した。当時既にソ連の斡旋を求めんとする方針は原則上の決定を見ていたし、又岡本公使の電報によればスウェーデンは日本の講和提唱に対する単なる取次役として行動するのみであることが判明したので東郷外相は斯る接觸は無条件降伏以外の何物をも得

0073

る能はずと判明し、ソ聯を通ずる以外の他のルートを放棄するに決したのである。

尙右に類似の動きが在外の陸海軍武官を通じて行われていたが何れも大なる問題とならなかつた。即ちスイスのベルンに在つた海軍武官藤村義一中佐は在歐洲米國高等特別代理官アレン、オー、ダレスより和平問題に関して接觸を受けた。此の状況の報告を受けた海軍省の一部には稍々関心を示すものもあつたが、豊田副武軍令部総長（五月二十九日及川大將の後を受けて就任）及大西瀧次郎次長は米國の此の種工作は日本の戰意を弱める謀略に過ぎないとして深入りすることに反對した。斯くして問題は外務省に移されたがその後發展を見ずして有耶無耶の裡に終つた。

0074

又内閣自体の中に於ても戦局収拾の促進を図らんとする動きがあつた。即ち下村國務相は五月下旬鈴木首相をその私邸に訪れて、和平に就ての米英との直接交渉の要、及び天皇の鶴の一聲に依る終戦などに就て意見を具申するところがあつた。又五月三十一日には同國務相の斡旋に依り主として陸海兩相の歩調を合せて戦局の収拾を図る意図の下に首相、陸海兩相、安井、左近司及び下村國務相の六相懇談会が開かれた。此の会合に於て鈴木内閣成立以來始めて、陸相の本土決戦論と海相の早期講和論とが斗はされたが固より結論のつく等はなく相互に意見を交換するに止まつた。又下村國務相は和平工作問題につき、ソ聯の大口一本に頼ることの不可なること及米英への直接交渉の必要を提議し、他の閣僚より格別の反対は無かつたがさりとして後日實際に試みられる

ことなくして終つた。

四

0076

才十篇才三章 本土決戦国内態勢の整備

目次

○ 決戦態勢整備の眼目

一 軍事特別措置法

○ 本法の目的

○ 本法の内容

二 船舶港湾の一元化運営

○ 大本營に戦力会議を附設す

○ 大本營に海運總席部を設置す

○ 逓通大臣の下に港湾を一元運営す

○ 陸海軍中央協定

(橋本)

0077

三 地方行政組織の臨戦化

○ 軍組織と地方行政組織の吻合

○ 地方総監府の設置

四 国民戦闘組織

○ 国民義勇隊

○ 義勇兵役法

○ 国民義勇戦闘統率令

五 戦時緊急措置法

○ 非常事態に應ずる措置

○ 戦時緊急措置法の観ひ

0078